［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第十三条の二　財務諸表等規則第八条の二の二（第三項及び第四項を除く。）の規定は、重要な会計上の見積りについて準用する。この場合において、同条第一項中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（未適用の会計基準等に関する注記）

第十四条の四　財務諸表等規則第八条の三の三第一項及び第二項の規定は、既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「財務諸表」とあるのは、「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（金融商品に関する注記）

第十五条の五の二　［略］

２　［略］

３　金融資産（財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融資産をいう。以下この項において同じ。）及び金融負債（同条第四十一項に規定する金融負債をいう。以下この項において同じ。）の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である連結会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。）における相場その他の指標の数値の変動に係るリスクをいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

［一・二　略］

［４～６　略］

（デリバティブ取引に関する注記）

第十五条の七　第十五条の五の二に規定する事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　ヘッジ会計（財務諸表等規則第八条第六十九項に規定する会計処理をいう。以下この項及び第三項において同じ。）が適用されていないデリバティブ取引　取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次号において同じ。）の種類ごとの次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

二　［略］

六　連結財務諸表の作成の基礎となつた連結会社の財務諸表の作成に当たつて採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

七　重要なヘッジ会計（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定する会計処理をいう。第十五条の七第一項及び第三項において同じ。）の方法

八　のれんの償却方法及び償却期間

九　連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

十　その他連結財務諸表作成のための重要な事項

［条を加える。］

（未適用の会計基準等に関する注記）

第十四条の四　財務諸表等規則第八条の三の三第一項の規定は、既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合について準用する。この場合において、同項第三号中「財務諸表」とあるのは、「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（金融商品に関する注記）

第十五条の五の二　［同上］

２　［同上］

３　金融資産（財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融資産をいう。以下この項において同じ。）及び金融負債（同条第四十一項に規定する金融負債をいう。以下この項において同じ。）の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である連結会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。）における相場その他の指標の数値の変動による損失の危険をいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

［一・二　同上］

［４～６　同上］

（デリバティブ取引に関する注記）

第十五条の七　第十五条の五の二に定める事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引　取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次号において同じ。）の種類ごとの次に掲げる事項

［イ・ロ　同上］

二　［同上］